

広島県警察の組織に関する規則及び警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月11日

広島県公安委員会

委員長 明 海 国 賢

広島県公安委員会規則第3号

広島県警察の組織に関する規則及び警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則

(広島県警察の組織に関する規則の一部改正)

第1条 広島県警察の組織に関する規則(昭和37年広島県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第13条第5号中「損害賠償」の次に「、審査請求」を加える。

第18条の3第1号中「詐欺」の次に「(特殊詐欺を除く。)」を加える。

第18条の6第1号中「暴力団」を「暴力団等」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 知能的犯罪(特殊詐欺に限る。)の取締りに関すること。

第18条の7第2号中「覚せい剤関係事犯」を「覚醒剤関係事犯」に改める。

(警察職員の定員の配分に関する規則の一部改正)

第2条 警察職員の定員の配分に関する規則(昭和35年広島県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表中

90
63

を

89
64

に、

1,599
3,590

を

1,598
3,591

に、

1,950
3,759

を

1,949
3,760

に改める。

第3条 警察職員の定員の配分に関する規則の一部を次のように改正する。

別表中

517	475	353	1,598	351	1,949
1,000	1,094	1,263	3,591	169	3,760

を

513	481	342	1,589	355	1,944
-----	-----	-----	-------	-----	-------

1,004	1,088	1,274	3,600	165	3,765
-------	-------	-------	-------	-----	-------

に改める。」

附 則

この公安委員会規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は令和3年3月22日から施行する。